

民間の企業年金・退職金等の調査結果 及び新たな公務員年金に係る見解の概要

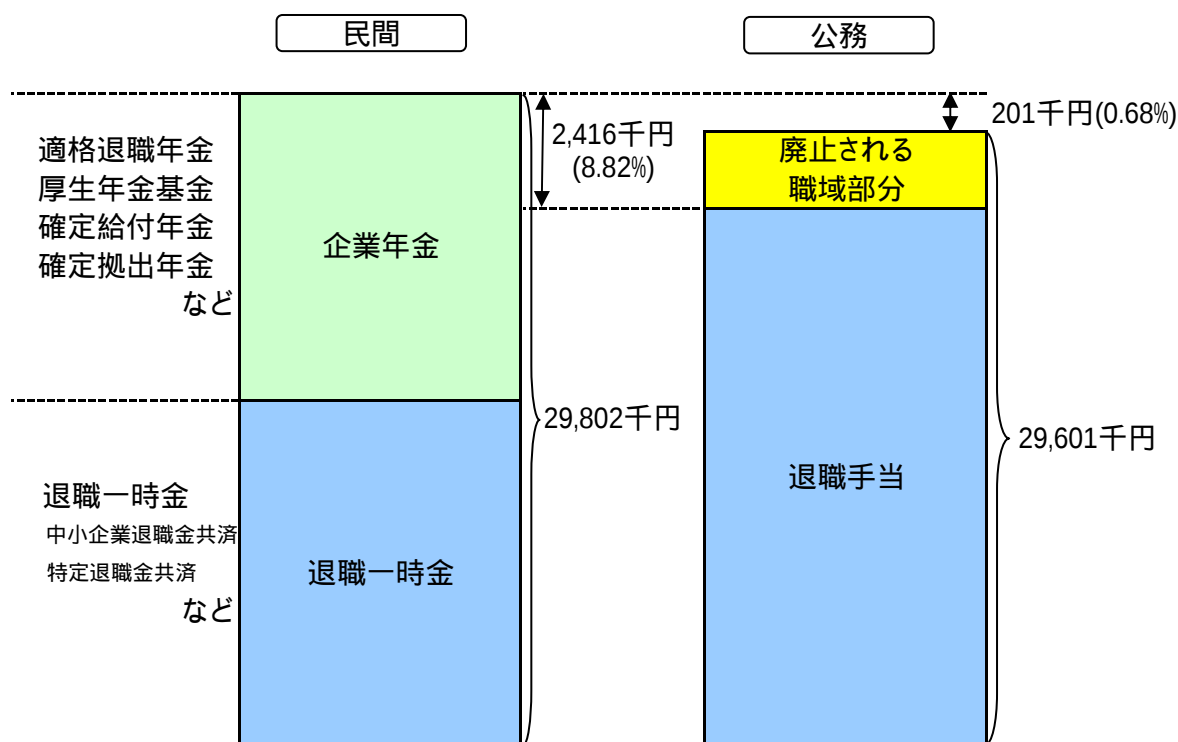
平成18年11月 人事院

1. 経緯

- ・ 4月28日の閣議で、国家公務員共済につき、現行の公的年金としての職域部分（いわゆる3階）の平成22年廃止、新たな公務員制度としての仕組みを設けることとし、人事院が実施する諸外国や民間の実態調査の結果を踏まえて制度設計を行うことを決定
- ・ 同日、官房長官より人事院総裁宛て書簡で、調査実施と見解表明の要請

2. 退職給付水準の官民較差

年金(使用者拠出分)、退職一時金を合わせた退職給付総額での官民比較
 民間 29,802千円 公務 29,601千円 (201千円 (0.68%) 民間が上回る)
 [共済職域の廃止後は 2,416千円 (8.82%) 民間が上回る]



- ・ 勤続20年以上の退職者を対象とし、企業規模50人以上6,232社を調査 (3,850社、61.8%の回答)
- ・ 退職事由別 (定年・勧奨)、勤続年数別のラスパイレス比較
- ・ 官民とも年金については退職時の現在価値に換算。換算率は、厚生労働大臣告示により定められている年金の最低積立基準額算出の予定利率2.20% (平成17年度) を使用

3 . 国家公務員の退職給付に係る見解

- ・ 官民均衡の観点からは、民間との較差を埋める措置が必要
- ・ 公的年金とは切り離された、公務の人事管理上の必要性も踏まえた新たな年金の仕組みを設けることが適当

- ・ 民間の平均的水準との比較に加え、公務と競合・類似する企業の退職給付制度の実態や、公務の人事管理上の必要性（厳正な服務規律の存在、長期勤続の確保の必要、主要国の公務員年金の水準）に鑑み、退職給付制度の充実の必要はないかとの視点からも十分検討する必要
- ・ 制度設計に当たっては、年金と一時金とのあるべき比率（現在は一時金が大半）、主要国の例を踏まえ、最終給与に対する年金の支給割合の引上げ、年金と再就職規制や再任用制度との関係等についても検討する必要

《参考1 民間調査の概要》

ア) 調査対象と内容

企業規模50人以上の民間企業約37,000社から層化無作為抽出法によって抽出した6,232社に対し以下を調査。回答は3,850社（調査完了率：61.8%）

- ・退職給付（企業年金及び退職一時金）制度の有無、その内容
- ・平成17年度中に退職した勤続20年以上の常勤従業員の退職給付の支給額

イ) 制度実態

- ・退職給付制度がある企業：92.0%
（うち 企業年金と退職一時金を併用：44.0% 企業年金のみ：14.5%
退職一時金のみ：41.5%）

ウ) 企業年金の概要

- ・最も多い受給資格は「勤続年数及び年齢」（39.2%）。「20年、60歳」が多い。
- ・支給期間は有期が51.4%（最も多いのは10年） 終身は34.1%
- ・負担は事業主全額拠出が大半（86.1%）
- ・選択一時金制度があるのは78.1%

《参考2 主要国（米英独仏）公務員年金制度の概略》

ア) 公務員の退職給付制度の概要

- ・各国ともに退職給付は年金が基本
（ 社会保障としての公的年金は適用せず、完全に別建ての国 ... 独仏
社会保障年金を適用した上に公務員の職域年金が上積みの国 ... 米英

イ) 年金水準

- ・各国とも公務員の年金水準は平均的な民間企業より高い。
（例：独 恩給平均3,983千円 民間平均 2,219千円（購買力平価換算）

- ・本省局長の場合、最終給与を100とした際の年金の割合
（基礎年金分があればそれも含む。）

米72% 英57% 独70% 仏73%

日本：34%（退職手当も含めてすべて年金に換算した場合）

ウ) 本人拠出割合（給与に対する割合。基礎年金分があればそれに対する拠出を含む。）

米7% 英約11～13% 独なし 仏7.85% 日本：7.3835%